

昭和31年土木学会制定

# コンクリート標準示方書

【昭和33年版】

昭和33年11月

土木学会

昭和31年土木学会制定

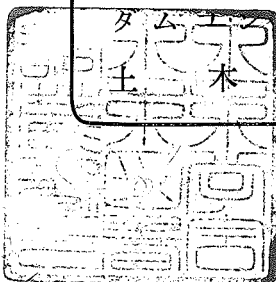
無筋コンクリート標準示方書

鉄筋コンクリート標準示方書

コンクリート舗装標準示方書

ダムコンクリート標準示方書

土木学会規準



【昭和33年版】

登録	昭和40年5月14日
番号	第 2209 号
社団法人	土木学会
附属	土木図書館

昭和33年11月

土 木 学 会

# 序

土木学会の、鉄筋コンクリート標準示方書は、昭和6年に始めて制定され、同11年および同15年に改訂され、無筋コンクリート標準示方書は第一部一般構造物、第二部重力堰堤、第三部道路舗装として、昭和18年に土木学会誌に掲載された。これらの示方書は昭和24年に改訂され、無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、コンクリート道路および重力ダムコンクリートの標準示方書となった。それから今日までに既に7年たった。その間にコンクリート構造物の設計および施工方法は 大分変ってきたので改訂が必要となり、学会は昨秋コンクリート示方書改訂委員会を設けて内容全般にわたる改訂に着手した。すなわち、無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、コンクリート舗装およびダムコンクリートの4分科会で、まず改訂案を作成し、ついでこれを全委員で審議した結果、昭和31年版の標準示方書をえるにいたった。

今回の改訂は、1) コンクリート施工の管理について規定し、配合の設計方法を合理的に改めたこと、2) 混和材料 すなわち AE 剤、ポゾラン、塩化カルシウム等の使用を広く考えたこと、3) 鉄筋およびコンクリートの許容応力度を高めたこと、4) 鉄筋コンクリート柱において極限強さ設計方法を採用したこと、等、最近における進歩をできるだけとり入れたものであるが、今後調査研究が進むに従って、なるべく早く改訂されることを希望する次第である。

この改訂について非常な勤勉努力をされた委員各位に対して厚く御礼を申し上げる。

昭和31年11月

土木学会コンクリート示方書改訂委員会

委員長 吉田徳次郎

昭和 31 年度コンクリート示方書改訂委員会委員 (五十音順)

委員長 吉 田 徳 次 郎  
委 員

青伊猪岩内大奥神河小駒佐篠田高竹玉藤仁野畑樋口福藤堀松水村山山吉米	木藤股崎村野田谷原林井藤原原橋下井櫻杉田野口	楠和俊瑩三利貞友寛謹保一春正博和(夕主無幹)秀嘉俊永一三盛正	男幸司吉郎幸徹吉純泰勲政爾二郎見彰曉嚴郎(夕主無幹)夫得武司一一郎郎次文	天伊板岩内大梶神龜小河坂杉高高武知富新長埴平藤穂堀丸水村山山吉	埜藤倉間山橋谷山卦林野田木野橋田久櫻妻谷原山井積松安野田崎本田	良 忠 鑽 康 川 振 正 通 六 俊 五 敏 凱 幸 盛 文 二 太 和 隆 高 清 将 榮	吉剛三一実次薰一興雄之中郎介郎宏徳一雄一弥部郎豊夫和明逸博雄延	荒伊市岩大岡金川久後高坂清高高武堤友西畠林深藤星松三南村山山吉	木藤浦間串田岩川口輝夫(鉄主)秀幸紫貞芳健一和紀正(鉄幹)博哲孫一俊二寛保弥	謙令 満 夫(鉄主)秀幸紫貞芳健一和紀正(鉄幹)博哲孫一俊二寛保弥	一二繁滋馬清明(鉄主)明正朗雄保務夫一雄夫昭正道(鉄主)愛三治郎次郎司晴七	伊猪今内大奥金河具国近阪関高都谷坪永沼畠原福藤細松水村森山横吉	東猪瀬内大奥金河具国近阪関高都谷坪永沼畠原福藤細松水村森山横吉	茂瀬井海槻田子北島分藤西慎吾不木正三田倉田山口田原田本越田道本	富 寧 四 清 勝 秋 正 三(無主)泰 太(夕幹)二(輔主)正 政 正 武 和 達 幸 順 英	(輔幹)雄 郎 温 雄 夫 柁 治 郎(無主)夫 郎(夕幹)夫 清 造 正 矩 実 一 雄 武 男 勇 雄 茂 治 雄 彰
-----------------------------------	------------------------	--------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---	---------------------------------	---------------------------------	--	-----------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	--	---

## コンクリート標準示方書の適用について

コンクリート工事を行う場合には、その工事に適応した示方書をつくらなければならない。コンクリートを用いる目的は千差万別であるから、コンクリートの示方書は、それぞれの場合について最も適切であるようにつくるべきものであって、すべての場合に適応する示方書をつくることができないことは明白である。しかし、各種のコンクリート工事における差異にはおのずから限度があり、また共通した点も極めて多いのである。これらの共通する点の原則を一般的に示したものがこのコンクリート標準示方書であって、この示方書によれば、構造物建造の目的を達するコンクリートを経済的につくることができるのであるから、一般の場合には示方書を厳守しなければならないのである。ただし、この標準示方書が、そのまま適用できない場合もあるのであって、重要な工事ではもっと制限的な条項を必要とする場合もあるし、また場合によっては条項を多少緩和してもよい場合もあるのである。たとえば

(1) 細骨材の粒度について、標準示方書は標準のかなり広い範囲を示している。これはこの程度の粒度のものを用いれば、通常、所要のコンクリートを経済的につくることができるということを示したのであって、工事現場に到着した細骨材の粒度がこの範囲内でない場合、その細骨材を決して用いてはならないというわけではない。

細骨材の選定にあたっては、主として、所要の品質のコンクリートを経済的につくることのできるものを選べばよいのであるから、工事現場の事情によっては規定に合わない粒度のものを用いる方がよい場合もあるわけである。

規定の標準粒度にこだわり過ぎて、細骨材の費用を必要以上に高くしたり、細骨材の入手を困難にして工事の進行を妨げたりしてはならないのである。

(2) 標準示方書は、粗骨材の最大寸法についても広い範囲を示しているが、この範囲内で所要の品質のコンクリートを最も経済的に つくることができる最大寸法を選ぶことが必要である。最大寸法の大きい粗骨材を用いれば、一般に、所要の品質のコンクリートを経済的に つくることができるのであるが、構造物の種類、施工の難易、等を考えて適当な最大寸法を定めなければならないのである。

必要以上に小さい粗骨材を用いて、コンクリート費を増加するようなことのないように注意しなければならない。

(3) 強度をもとにしてコンクリートの配合を設計する場合、標準示方書は、工事中現場で行う圧縮強度の試験値がある許容限界内にあるように配合を定めなければならないと規定し、この許容限界について一つの規準を示している。この許容限界は、まえに述べたように、一般の場合の標準であって、あまり重要でない小工事の場合にはこの標準よりゆるい許容限界としてよいし、重要な鉄筋コンクリート構造物や高さが 100 m 以上にも達するダム等ではこの標準より きびしい許容限界とする必要がある。

以上の諸例からわかるように、標準示方書を適用する場合に、字句にこだわり過ぎてはならないのであって、示方書の精神をよく理解し、必要があればこれを適当に修正して活用しなければならないのである。

しかし何らの実験研究もしないで、単に現場の都合などにより標準示方書の条項にそむくと一般に不経済な結果となり、また重大な失敗を招く原因となることもあることを忘れてはならない。